

宇和島市ご当地キャラクター『伊達にやんよ』使用要綱

(趣旨および目的)

第1条 この要綱は、伊達にやんよのイラストおよび着ぐるみを使用する際に必要な事項を定め、もって宇和島市のPRや産業振興等に寄与することを目的とする。

(伊達にやんよの使用に関する権利)

第2条 伊達にやんよの使用に関する一切の権利は、宇和島市観光物産協会に属する。

(着ぐるみの使用方法)

第3条 伊達にやんよは、下記に定められた使用方法に従って使用しなければならない。

- 2 着ぐるみの着用者は、女性に限るものとする。
- 3 着ぐるみの適応サイズは、身長150cm～160cmとする。

(イラスト使用の留意事項)

第4条 伊達にやんよのイラスト使用において、イメージの統一を図るため、別記デザインマニュアルを厳守すること。

(使用料金)

第5条 伊達にやんよの使用は無償とする。

- 2 宇和島市観光物産協会への断りなく、商品（販売を目的とする財またはサービスでパッケージ等を含む）に、伊達にやんよの使用は出来ないものとする。

(使用の申請)

第6条 伊達にやんよを使用しようとする者（以下、「使用申請者」という）は、あらかじめ伊達にやんよ使用許諾申請書（様式1）に必要書類を添えて、宇和島市観光物産協会事務局に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 宇和島市観光物産協会事務局は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、宇和島市観光物産協会事務局の許諾を要しない。
 - (1) 宇和島市観光物産協会が、伊達にやんよをアレンジすることなく使用するとき。
 - (2) 報道機関が、新聞、テレビおよび雑誌等に報道目的で使用するとき。
 - (3) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。

(資格要件)

第7条 第5条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、伊達にやんよの使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

(使用の許諾)

第8条 宇和島市観光物産協会は、第5条第1項の規定による申請の内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、伊達にやんよの使用を許諾するものとする。

- (1) 宇和島市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 伊達にやんよのイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (3) 立体物で、その形状等が伊達にやんよの立体物と認められないとき。
 - (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
 - (5) 宗教的行事・活動および政治活動等に使用するとき。
 - (6) デザイン一覧表に掲げるデザイン以外のデザインにアレンジするとき。
 - (7) その他伊達にやんよの使用が適正でないと認められるとき。
- 2 宇和島市観光物産協会は、伊達にやんよの使用を許諾するときは、伊達にやんよ使用許諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。
- 3 宇和島市観光物産協会は、前項の許諾に際し、条件を付けることができる。
- 4 宇和島市観光物産協会は、使用を許諾しないときは、伊達にやんよ使用不許諾通知書（様式3）により、使用申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第9条 伊達にやんよの使用期間は、原則として着ぐるみは、1週間（7日間）以内、イラストは、1年間とし、次項による場合を除き使用許諾申請書に記載のとおりとする。

- 2 宇和島市観光物産協会は、必要に応じて使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、使用許諾通知書に記載して通知する。
- 3 前各項の試用期間満了後において、引き続き伊達にやんよを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

(許諾内容の変更)

第10条 伊達にやんよを使用する者（以下「使用者」という。）は、許諾を受けた伊達にやんよの使用内容を変更しようとするときは、伊達にやんよ使用内容変更申請書（様式4）を宇和島市観光物産協会に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 宇和島市観光物産協会は、伊達にやんよの使用内容の変更を許諾する場合には、伊達にやんよ使用内容変更許諾通知書（様式5）により、使用者に通知するものとする。

- 3 宇和島市観光物産協会は、伊達にやんよの使用内容の変更を許諾しない場合には、伊達にやんよ使用変更不許諾通知書（様式6）により使用者に通知するものとする。
- 4 第1項の申請については、第5条から第8条の規定を準用する。

(許諾の取り消し)

- 第11条 宇和島市観光物産協会は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の使用申請を取り消すことができる。
- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 第7条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 第7条第3項の条件に違反したとき。
 - (4) その他宇和島市観光物産協会が取り消すことが適当と認めるとき。
- 2 宇和島市観光物産協会は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第12条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 許諾された内容により使用すること。
 - (2) 許諾を受けた使用権を譲渡、または転貸しないこと。
 - (3) 原則として“宇和島市PRキャラクター 伊達にやんよ”と標記を付すること。
 - (4) 許諾に際して条件を付された場合は、それに従うこと。
 - (5) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに宇和島市観光物産協会に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と宇和島市観光物産協会が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用の非独占性等)

- 第13条 この要綱による許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して伊達にやんよを使用する権利を付与するものではない。また、使用者または使用対象物等について宇和島市観光物産協会が推奨を行うものではない。

(損失補償等の責任)

- 第14条 宇和島市観光物産協会は、伊達にやんよの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に宇和島市観光物産協会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月1日から施工する。

様式 1

伊達にやんよ使用許諾申請書

年 月 日

宇和島市観光物産協会 様

(申請者)

| | | |
|---------|-----|--|
| 住所 | 〒 | |
| 企業・団体等名 | | |
| 代表者名 | | |
| 担当者名 | | |
| 電話番号 | FAX | |
| メール | | |

伊達にやんよを使用したいので次の通り申請します。

| | | |
|------------------|--|-------------|
| 使用目的 | | |
| 使用区分 | <input type="checkbox"/> 着ぐるみ <input type="checkbox"/> イラスト <input type="checkbox"/> その他 | |
| 作成物 (内容・種類 等) | | |
| 使用期間 | 年 月 日 () | ～ 年 月 日 () |
| 使用場所 | | |
| その他 | | |

【添付書類】

- 企画書等（レイアウトや使用方法がわかるもの）
- 申請者の概要がわかる書面（パンフレット等）
- その他

※使用要綱第7条第1項各号に該当しないことを誓約します。

第7条 第5条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、伊達にやんよの使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

様式2

伊達にやんよ使用許諾通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市観光物産協会 

年 月 日付けで申請のあった、伊達にやんよの使用については、次の通り許諾します。

| | |
|------------------|--|
| 使用目的 | |
| 使用区分 | <input type="checkbox"/> 着ぐるみ <input type="checkbox"/> イラスト <input type="checkbox"/> その他 |
| 作成物 (内容・種類 等) | |
| 使用期間 | 年 月 日 () ~ 年 月 日 () |
| 使用場所 | |
| その他 | |

【使用上の遵守事項】

- (1) 伊達にやんよデザインマニュアルに従って使用すること。
- (2) 着ぐるみの着用者は女性に限り、身長150cm~160cmであること。
- (3) 許諾された内容により使用すること。
- (4) 許諾を受けた使用権を譲渡または転貸しないこと。
- (5) 原則として“宇和島市PRキャラクター 伊達にやんよ”と標記すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。

様式3

伊達にやんよ使用不許諾通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市観光物産協会 印

年 月 日付けで申請のあった、伊達にやんよの使用については、次の理由により、不許諾とします。

理 由

様式4

伊達にやんよ使用内容変更申請書

年　月　日

宇和島市観光物産協会　様

(申請者)

| | | | |
|---------|---|-----|--|
| 住所 | 〒 | | |
| 企業・団体等名 | | | |
| 代表者名 | ㊞ | | |
| 担当者名 | | | |
| 電話番号 | | FAX | |
| メール | | | |

年　月　日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、次の通り申請します。

| 使用期間 | 年　月　日 () ~ 年　月　日 () |
|------|-----------------------|
| 変更内容 | |

様式 5

伊達にやんよ使用内容変更許諾通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市観光物産協会 印

年 月 日付けで申請のあった、伊達にやんよの使用内容の変更については、次の通り許諾します。

| 使用期間 | 年 月 日 () ~ 年 月 日 () |
|------|-----------------------|
| 変更内容 | |

【使用上の遵守事項】

- (1) 伊達にやんよデザインマニュアルに従って使用すること。
- (2) 着ぐるみの着用者は女性に限り、身長150cm~160cmであること。
- (3) 許諾された内容により使用すること。
- (4) 許諾を受けた使用権を譲渡または転貸しないこと。
- (5) 原則として“宇和島市 PR キャラクター 伊達にやんよ”と標記を付すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。

様式 6

伊達にやんよ使用内容変更不許諾通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市観光物産協会 印

年 月 日付けで申請のあった、伊達にやんよの使用については、次の理由により、不許諾とします。

理 由